

生活クラブ 群馬

エコロ制度 ガイドブック

(申請書など各種書式付き)

エコロひろば制度を新設しました。

2023年7月発行 第2版



〈保存版〉

次に新たな改訂版が発行されるまで、大切に保管してください。

「お願い！！」「はい、どうぞ」
と言い合える関係をつくろう
エコロ制度



「エコロ」とはイタリア語で「はい、どうぞ」という意味。気軽にケアをしたり、しあったり、という気持ちを表現しています。

エコロ制度（以下エコロ）は組合員どうしのたすけあいと地域福祉の推進のための生活クラブ独自のしくみです。

生活クラブでは、班をつくり共同購入する中で、自然に班内の「困った時はお互い様」の関係や、いきいきとした人と人のつながりが生まれました。

ますます人との繋がりが希薄化するように思われる将来に向けて、自分の事ばかり考えるのではなく、生活クラブの組合員同士がつながり、さらにこの「自然なたすけあい」を続けられるように制度化しよう」とスタートしたのが「エコロ制度」です。

各県の生活クラブがそれぞれ独自の制度内容で運用しています。

どんなときに使えるのでしょうか？

- ① **活動保障**・・・生活クラブの組合員であれば、誰もが組合員活動をしています。そんな活動中の「もしも」のときの保障や、生活クラブの行事に参加するときに、託児してもらおうなどの、お互い様のたすけあいのしくみが「活動保障」です。
生活クラブの消費材は、組合員活動があっこそ成り立っています。みんながエコロ制度に加入することで、安心して組合員活動を行うことができます。群馬では、まず、イベント時や会議時の託児ケアから活動保障を開始します。
- ② **共同購入保障**・・・消費材の盗難・破損や、共同購入品の受取代行などを保障します。
- ③ **生活保障**・・・自分や家族が病気などのときに、日常のちょっとした家事での買い物をお願いするなどすると、お手伝いしてくれた人にケア金が支払われるしくみです。

地域内の顔の見える関係性でのたすけあいを促進するために、みんなが少額のお金を出し合って制度化し、“私”が「助ける人」にも「助けられる人」にもなり、誰もが当事者になるしくみです。将来困った時にどうしよう？ではなくて、今自らが「助ける人」になることが、将来の自分を「助けてくれる人」と「それを支えるしくみづくり」につながるといえます。

エコロ制度は組合員同士が知り合い、それぞれ個々に経験してきたことを活かして、自分自身が出来る範囲で助け合い、人と人とのつながりを豊富にすることを目的としています。

同じ地域に住む組合員同士が顔見知りになり、普段からコミュニケーションを取っていくことが、なにかあった時に「ちょっとお願い」と言える関係をつくっていくことにつながります。

最初はハードルが少し高いかもしれませんが、一歩ふみ出して「困ったときはお互いさま」の関係を築いていきましょう。

介護の担い手が足りない、施設が不足しがち、など介護保険制度はあってもなかなか私たちが希望する運用の仕方ができていない部分があるように、公共サービスが低下するとともに、人と人との間も個人化が進む中、私たちが地域で豊かに暮らし続けるためには、お互いに支え合える、豊かな人間関係が必要です。

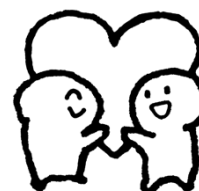
困ったときに「お願い！！」「はい、どうぞ」と言い合える“たすけあいのしくみ”を地域に根付かせていくことが、イキイキとした地域社会をつくるためのきっかけとなるのではないのでしょうか。

私たち生活クラブ群馬では、エコロ制度を導入して、豊かな人間関係づくりを進めながら、それらが発展し社会的弱者を支える活動につながっていくことや、地域に必要な、あったらいいなと思えるしくみをつくる活動につながることを目指していきます。

制度についてわからないこと、聞きたいことなどがありましたら、いつでも

生活クラブ群馬 本部(電話0270-30-6811)

までおしらせください。



エッコロの加入手続き

●加入の条件

生活クラブの組合員であること

●加入の方法

このガイドブックについている、「エッコロ制度 加入申込書」(P14)に必要事項を記入して、本部事務局に提出してください。

加入申込書は本部に請求もできるほか、ホームページからのダウンロードもできます。

ケアをする、またはケアを受ける際、利用申請と同時に加入申し込みもできます。

●掛け金の支払い

毎月の利用代金引き落としと同時に登録口座からの引き落としとします。

1ヶ月の掛け金は100円です。

●加入期間

毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間を基本の加入期間とします。

年度の途中からの加入でも、1度申し込むと3月31日までは継続します。

加入者本人からの脱退の申し出がない限り、自動継続とします。

●解約の場合

本部に所定の書類「エッコロ制度 脱退申請書」(P14)を提出してください。

解約手続きは毎年2月中のみ受付します。

脱退申請書は本部に請求もできるほか、ホームページからのダウンロードもできます。

エッコロ制度は、「加入して使う」制度です。
たすけあいの気持ちと、組合員同士のつながりを広げるため、
なるべくたくさんの方に、加入をお願いします。
また、たすける側になれますよ、という意思表示である、
「ケア者登録」にも、ぜひ登録をお願いします。
(P15に登録用紙があります。)

エコロ制度 用語

●ケア

日常の「こまった！」を解決するために、「今、できる」人が「今、こまっている」人に資格が要るようなことではない、ちょっとしたお手伝いをする事。

●ケア者

エコロ制度に加入している組合員で、手助けが「今、できる」人

●ケア金

怪我したり、入院したりしたら契約している保険や共済で給付金を受け取るようにちょっとしたお手伝いに対して給付する、ちょっとしたお礼の気持ちに変わるものケア者に給付され、毎月の消費材利用代金との相殺の形で支払います。

**ケア金は、労働の対価(時給等)ではありませんので
仕事などと、間違いのないようお願いします。**

●コーディネーター

基本は、自分でケア者を探しますが、知っている組合員がいない、お願いできそうな人が思いつかない、などの場合、ケア者との間を取り持つのがコーディネーターです。

コーディネーターは本部から依頼をする人、または団体(W.Co(ワーカーズ・コレクティブ))とします。

コーディネーターは今後、からまち毎に1人程度の設定をする予定です。**今は本部に連絡ください。**

注意

最終的にケアが成立するのはご本人同士でケア内容などを確認してからになります。
コーディネーターに依頼しても必ずケアが成立するということではありません。

●ケア登録者

私はこういうことなら助ける側になれるよ、ということをあらかじめ登録してもらう人を言います。

得意なこと、できそうなことのほか、空けやすい時間や曜日の情報を登録してあると、コーディネーターにも参考になり、「助けて」の声により対応しやすくなります。
登録のご協力をお願いします。

●エコロひろば

エコロひろばとは、場所を指すものではなく、エコロ制度の補助を活用して行う、組合員の活動のこと(その仕組み)をいいます。

●エコロサークル

エコロ制度に加入している組合員が、3人以上集まり、何かテーマや目的を持って活動する、そのグループのことをさします。

●エコロ講座

エコロサークルの活動の一環として、または有志が企画を立て、組合員などを講師として、生活に役立ち、豊かにするような講座を開講する、その仕組み。講師になった人には3000円(交通費込)の活動費補助を出します。講師はエコロ制度の加入者であることが条件です。

エコロひろば制度を使うには

●エコロサークルへの登録手順

- ① 3人以上で、エコロサークル登録申請を出します。
登録の書式はこのガイドブックに入っています。
また、本部に請求もできるほか、ホームページからのダウンロードもできます。
- ② エコロ委員会で、出された申請書を確認し、登録承認します。
「生活を楽しく豊かにするため」の活動で登録をお願いします。
審査の結果、営利が目的である、活動の趣旨が見合っていない、その他の理由で、登録を断る場合もあります。
- ③ 活動期間の終了時には、活動の報告を提出してください。
報告書には写真をつけて、毎年3月末までをお願いします。
報告書の書式はこのガイドブックに入っています。
また、本部に請求もできるほか、ホームページからのダウンロードもできます。

●エコロサークル登録と活動についてのルール

- ・エコロ制度に加入していないメンバーを登録したい場合は、同時に、エコロ制度加入申込書も提出してください。
- ・登録期間には、半年間の場合と、1年間の活動とを設定しています。
- ・エコロ委員会で登録申込書を審査します。
- ・登録が認定されたら、半年間の活動登録には1サークル2000円、1年間の活動登録には1サークル5000円の活動補助費を、サークル代表者に、消費材代金の引き落としと相殺の形で支給します。

- ・活動期間が終わったら、期間中の報告書を提出してください。
報告書もエッコロ委員会で確認します。
- ・活動期間は、毎年4月から翌年3月までを1区切りとします。
- ・年度の途中で登録し、活動期間が満了でない場合も、3月で一度終了とします。
- ・継続して活動を続けたい場合は、翌年度、改めて登録をしてください。
- ・もしさまざまな理由で、期間中に1度も活動できなかった場合には、活動補助費は返還してもらいます。
- ・また1年間の活動期間で登録したサークルについては、1度だけしか活動ができなかった場合には、半年間の登録と同じ2000円の補助としますので、差額は返還してもらいます。
(初めて登録する場合には、半年間登録から始めることをお勧めします。)

ケア者保険について

ケア者本人に何かあった時に備えて、ケア者保険の制度に加入します。

- ・エッコロ制度に定められている全てのケアについて適用されます。
- ・ケア者が、ケアのために家を出てから帰宅するまでの間、適用されます。
寄り道などをした場合はその間は対象に含まれません。
- ・ケア時の、自動車・バイクを使つての事故は対象外です。
ご自分の保険をお願いします。
- ・ケア中にペットがケガした場合や、ペットを起因とする賠償責任については保障外です。

傷害保険	死亡時 300万円
(ケア者本人のケガなど)	入院 3,000円/1日(事故の日から 180 日間)
	通院 2,000円/1日(事故の日から 90 日間)

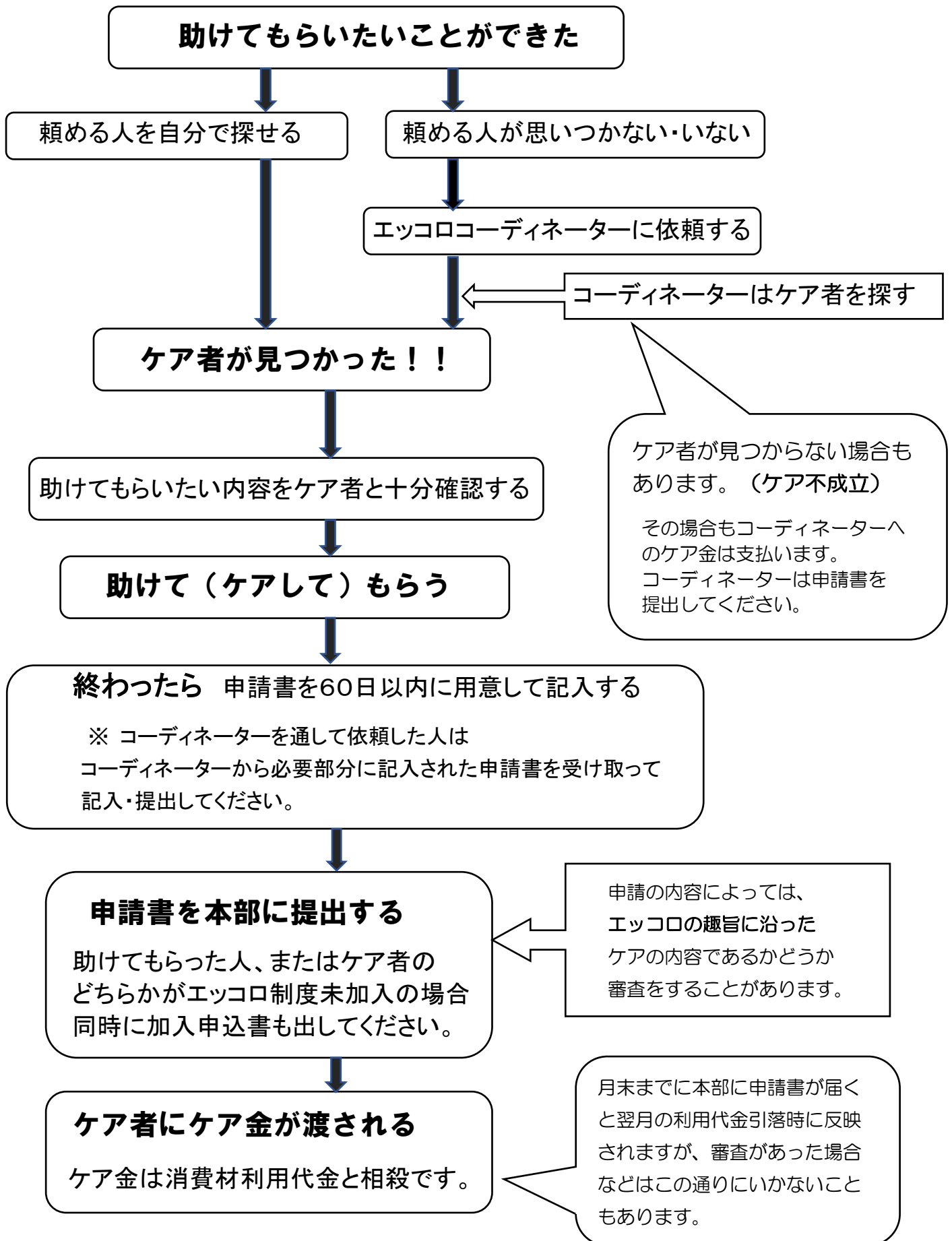
賠償責任保険	身体賠償 1億円/1名
(ケア者が誰かにケガをさせたり 他人の物を壊したりした時)	財物賠償 1億円/1事故

事故が発生したら、速やかに本部まで連絡をお願いします。
生活クラブ生協 群馬本部 0270-30-6811



エッコロサークルでの活動、エッコロ講座などの場合は、本部でかけている「行事保険」の対象になります。
生活クラブで行う、全ての行事(学習会などのイベント、会議を含む)は行事保険の対象です。
主催者は必ず、参加人数と名前がわかるようにしておいてください。
(そのために、参加状況を記録、または提出してもらおうなっています)

エッコロの流れ

※前もっての申し込みはいりません（困ったことが起きた時に依頼してください）



1. 共同購入補償

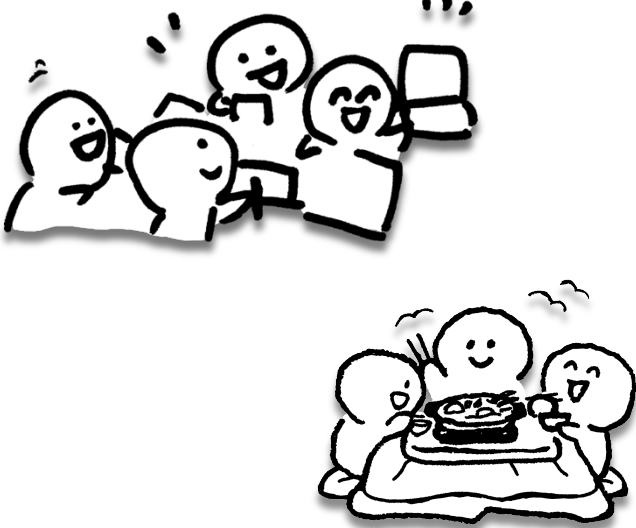
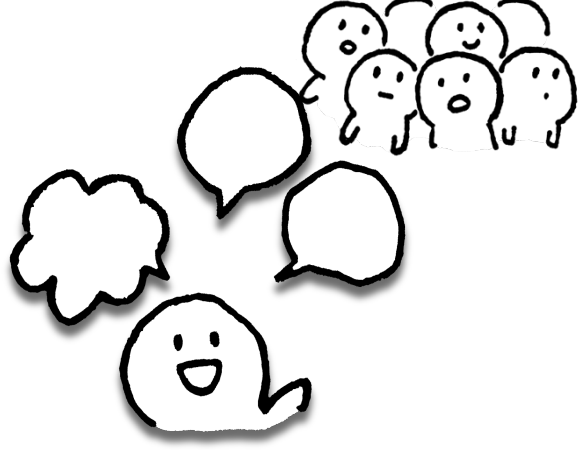
<p>1-(1) 配達当日の共同購入品の破損 動物被害などに対する保障</p>	<p>1-(2) 共同購入品の受取りが難しくなった場合 の消費材預かり保管に対する保障</p>
 <p>やられた!?</p> <p>壊れた!</p>	<p>明日までいいよ♡</p>  <p>たすかるう</p>
<p>【保障内容】 実害金額について保障(加入者のみ) (班組合員は4%割戻後の金額とします)</p>	<p>【保障内容】 1回につき ケア金200円 1ヶ月に2回まで</p>
<p>【申請に必要な書類】 申請書 D (破損・動物被害) P19 (破損・動物被害の場合は画像添付) 配達明細書のコピー</p>	<p>【申請に必要な書類】 申請書 A (共同購入・活動保障) P16</p>
<p>【補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破損とは使用に耐えなくなった場合です。 ・自宅内での破損は除きます。 ・持ち帰るまでに大幅に寄り道した場合は対象外とします。 ・発生後は配達日翌日までに、まずは本部に連絡してください。 ・申請をする場合、<u>班の中で十分に確認</u>してから連絡をお願いします。 ・動物被害については、2回目以降の防止対策を講じていることが条件です。 ・メールでの申請も受け付けます。 必要事項は申請書に準じてください。 (申請と同時に加入でも受け付けますが、その場合は書類提出申請のみ受け付けます。) 	<p>【補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取りに行くのを忘れた場合や連絡が無いままの預かりの場合は対象外です。 ・メールでの申請も受け付けます。 必要事項は申請書に準じてください。 ・依頼者、ケア者ともにエコロ制度に加入していることが必要条件です。 どちらかが未加入の場合は、申請と同時に未加入者の加入申込書提出があれば受け付けます。(この場合は書類提出申請のみとします)

<p>1-(3) 共同購入品の受取りが難しくなった場合の消費材お届けに対する保障</p>	<p>1-(4) 共同購入に困難が生じた場合の保障 (高齢、障害などで注文記入が困難な場合など)</p>
<p style="text-align: right;">持ってきたよ～</p>  <p style="text-align: center;">ありがと～</p>	<p style="text-align: center;">これ、注文したいんだけど</p>  <p style="text-align: right;">代わりに書くね</p>
<p>【保障内容】 1回につき ケア金200円 1ヶ月に2回まで</p>	<p>【保障内容】 1回につき ケア金200円 回数制限はありません。</p>
<p>【申請に必要な書類】 申請書 A (共同購入・活動保障) P16</p>	<p>【申請に必要な書類】 申請書 A (共同購入・活動保障) P16</p>
<p>【補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合員活動や急な病気など、やむを得ない事情で配達当日に取りに行けなくなった場合のケアとします。 ・メールでの申請も受け付けます。 必要事項は申請書に準じてください。 ・依頼者、ケア者ともにエコロ制度に加入していることが必要条件です。 どちらかが未加入の場合は、申請と同時に未加入者の加入申込書提出があれば受け付けます。(この場合は書類提出申請のみとします) 	<p>【補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢・視力が弱く見えにくい、怪我をしているなどの身体的な理由によるケアとします。 ・注文内容については、お互いでよくご確認ください。(注文間違い等のトラブルは当事者同士の話し合いで解決することとします。) ・ケア者が記入済みの申請書を持参し、依頼者のサイン(印)をもらって申請してください。 ・依頼者、ケア者ともにエコロ制度に加入していることが必要条件です。 どちらかが未加入の場合は、申請と同時に未加入者の加入申込書提出があれば受け付けます。(この場合は書類提出申請のみとします) ・配送 W.Co メンバーによるケアも対象とします。

2. 組合員活動保障

<p>2-(1) 集団託児ケア(学習会などのイベント参加時の託児対応保障) ※未加入者と組合員以外は有料受付</p>	<p>2-(2) 個人託児ケア(組合員活動参加時の託児対応保障)</p>
<p>託児でみんなと楽しく</p> 	<p>ありがとう、助かるわぁ</p>  <p>安心して行ってきて♡</p>
<p>【保障内容】 託児1時間あたり 600円</p>	<p>【保障内容】 託児1時間あたり 600円</p>
<p>【申請に必要な書類】 申請書 B(活動保障/集団託児専用) P17</p>	<p>【申請に必要な書類】 申請書 A(共同購入・活動保障) P16</p>
<p>【補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・からまちやチーム、単協などが主催となって行う会議や学習会、その他イベントの際に子供1人以上を託児する場合の保障です。 ・対象は首が座った乳児以上から小学生までとします。 ・主催者が事前一括申請をお願いします。 ・ケア金はまとめてケア者(託児者)に給付します。交通費は別途主催者からの支払いとします。 ・ケア者(託児者)は登録制とします。 ・エコロ未加入者と組合員ではない人は有料で、託児代金として1人500円徴収します。 	<p>【補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加したイベント名を明記してください。 ・メールでの申請も受け付けます。必要事項は申請書に準じてください。 ・依頼者、ケア者ともにエコロ制度に加入していることが必要条件です。どちらかが未加入の場合は、申請と同時に未加入者の加入申込書提出があれば受け付けます。(この場合は書類提出申請のみとします) ・依頼者とケア者でよく話して、何かあった場合は当事者間での解決をお願いします。

エコロひろばへの補助

<p>2-(3) 3人以上のメンバーによる1年間、または半年間のサークル活動への補助</p>	<p>2-(4) 生活を豊かにするような講座の開講に際し、講師費用を補助</p>
	
<p>【補助内容】</p> <p>1年間の活動登録 5000円 半年間の活動登録 2000円</p>	<p>【補助内容】</p> <p>講師費用 交通費込 3000円</p>
<p>【申請に必要な書類】</p> <p>エコロサークル登録申込書 P20 エコロサークル活動報告書(写真添付) P21</p>	<p>【申請に必要な書類】</p> <p>エコロ講座講師費用申請書 P22 エコロ講座の実施後報告書(写真添付) P23</p>
<p>【補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコロ制度に加入している組合員3人以上で登録してください。 ・楽しく、生活に寄与するような活動で、営利目的ではないことに限ります。 ・活動の内容が趣旨に沿ったものか、審査をして補助を決定します。活動期間終了後には、報告書の提出を必須とします。 ・登録予定メンバー全員がエコロ制度に加入していることが必要条件です。未加入者がいる場合は、申請と同時に未加入者の加入申込書提出があれば受け付けます。(この場合は書類提出申請のみとします) 	<p>【補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活に寄与するような講座で、講師の資格の有無は問いません。 ・講師が、普段から有料で講師をしているような場合でも補助の増額はありませぬ。 ・講座の内容が趣旨に沿ったものか、審査をしてから、開講及び補助を決定します。 ・講師も参加者も、エコロ制度に加入していることが必要条件です。未加入者がいる場合は、費用補助申請と同時に、未加入者の加入申込書提出があれば受け付けます。(この場合は書類提出申請のみとします)

3. 生活保障

<p>3-(1) 加入者の生活を支えるサポート(電球の取り換え・掃除などの家事やWEB利用の手助け)</p>	<p>3-(2) ケア者コーディネート給付</p>
<p>なにしましょうか？</p> 	<p>あの人に頼もう！</p>  <p>よろしく！だね！</p>
<p>【保障内容】 1回のケアにつき 600円(2時間まで)</p>	<p>【保障内容】 1回のコーディネートにつき200円</p>
<p>【申請に必要な書類】 申請書 C (生活保障) P18</p>	<p>【申請に必要な書類】 申請書 C (生活保障) P18</p>
<p>【補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別な資格等の有無を必要としないケアに限ります。 ・申請書の内容が趣旨に沿ったものか、審査をして給付を決定します。 ・依頼者、ケア者ともにエッコロ制度に加入していることが必要条件です。 <p>どちらかが未加入の場合は、申請と同時に未加入者の加入申込書提出があれば受け付けます。(この場合は書類提出申請のみとします)</p>	<p>【補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケア者、依頼者以外の第3者がコーディネートをした場合とします。 ・ケアの成立は最終的には当事者間の決定になりますので、ケアが不成立でもケア金は給付します。 ・依頼者、ケア者ともにエッコロ制度に加入していることが必要条件です。 <p>どちらかが未加入の場合は、申請と同時に未加入者の加入申込書提出があれば受け付けます。(この場合は書類提出申請のみとします)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・W.Coによるコーディネートも対象とします。

エコロ制度 加入申込書

私はエコロ制度の趣旨に賛同して、制度への加入を申し込みます。

記入日	年 月 日	からまち	
組合員コード		班コード	
名前		連絡先	

本部受付日 年 月 日 担当者()

.....

エコロ制度 脱退申請書

※毎年2月中に、本部に届いたものを受け付けます。

私はこの度エコロ制度から脱退したいので申請します。

記入日	年 月 日	からまち	
組合員コード		班コード	
名前		連絡先	

<差し支えなければ脱退の理由をお書きください。>

本部受付日 年 月 日 担当者()

ケア者登録申込書

記入日

年

月

日

私はエッコロ制度の趣旨に賛同し、ケア者に登録します

名 前		からまち	
組合員コード		連絡先	
住 所			
上記以外に希望する連絡方法がありましたらお書きください。			

■できることにをお願いします。

項目	内容
共同購入保障	<input type="checkbox"/> 消費材預かり <input type="checkbox"/> 消費材お届け <input type="checkbox"/> 利用が困難な時の手助け
組合員活動	<input type="checkbox"/> 集団託児 <input type="checkbox"/> 個別託児
生活保障	<input type="checkbox"/> 日常の生活サポート

日常生活サポートについては具体的にあれば記入をお願いします。

例) 電球取り替え、庭掃除、など

■ケアに携わりやすい時間・曜日を教えてください。(○をお願いします。)

月曜日	午前	午後	具体的には
火曜日	午前	午後	具体的には
水曜日	午前	午後	具体的には
木曜日	午前	午後	具体的には
金曜日	午前	午後	具体的には
土曜日	午前	午後	具体的には
日曜日	午前	午後	具体的には
祝日は <input type="checkbox"/> OK <input type="checkbox"/> NG			

■ケア者の連絡ネットワークを作る予定です。Eメールを使うかまたはLINEグループを想定しています。
承諾いただけますか？ またどちらが良いかも教えてください。

はい (メールが良い LINE が良い 両方可) いいえ

エコロ制度 事由報告 兼 ケア金申請書

A (共同購入・活動保障)

申請事由が発生したらなるべく早く下記に記入して、発生後60日以内に本部まで提出してください。
申請用紙はこのページをコピーする他、ホームページからダウンロード、本部に請求もできます。

下記の事由により、エコロ制度ケア金を請求します。

記入日	年 月 日	連絡先	
組合員コード		班コード	
申請する人の 名前			

コーディネーターを利用した場合(ここに記入がある場合、ケアが成立しなくても提出してください)

コーディネーター氏名・名称		確認	
---------------	--	----	--

利用したケア

共同購入保障(ケア金200円)	消費材預かり	消費材お届け	利用が困難な時の手助け
組合員活動(ケア金600円)	個別託児		
事由発生日時	年 月 日()	:	~ :

ケア者について (助けてくれた人(ケア者)について記入してください)

組合員名		連絡先	
組合員コード(わかれば)			

<事務局使用欄>

配達担当者受付	年 月 日 担当者	受付 No.
本部受付	年 月 日 担当者	不可の場合の理由
委員会審査受付	年 月 日	
給付額・給付日	年 月 日 金額	

エッコロ制度 事由報告 兼 ケア金申請書

B(活動保障/集団託児専用)

集団託児が決まったら、イベント主催者は当日開始までに下記に記入して本部まで提出してください。

このケア申請のみ **事前受付** となります。

託児終了後の記載事項の変更
あり なし

申請は事前受付後、一度戻しますので、企画等終了後にケアにかかった時間の記入と、託児人数に増減などがあれば、記入して再度提出をお願いします。

記入日	年 月 日	連絡先	
組合員コード		班コード	
ケア者代表名前		ケアにかかった時間	時 分から 時 分まで 時間分

代表者以外のケア者(託児担当者が複数の場合記入してください)

	名前	組合員コード	連絡先
1			
2			
3			
4			
5			

託児申込者 (託児対象の会議やイベント名: _____)

	名前	組合員コード	子供の名前・年齢学年	連絡先
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				

<本部使用欄> 本部受付 年 月 日 担当者 _____
 受付 NO. _____ 委員会確認日 年 月 日 給付日 年 月 日

エコロ制度 事由報告 兼 ケア金申請書

C (生活保障)

申請事由が発生したらなるべく早く下記に記入して、発生後60日以内に本部まで提出してください。
申請用紙はこのページをコピーする他、ホームページからダウンロード、本部に請求もできます。

●下記の事由により、エコロ制度ケア金を請求します。

記入日	年 月 日	連絡先	
組合員コード		班コード	
申請する人の 名前			

●コーディネーターを利用した場合(ここに記入がある場合、ケアが成立しなくても提出してください)

コーディネーター氏名・名称		確認	
---------------	--	----	--

●ケア者について (助けてくれた人(ケア者)について記入してください)

組合員名		連絡先	
組合員コード(わかれば)		知り合いですか? はい いいえ	

●ケアの内容について記入ください。

<事務局使用欄>

配達担当者受付	年 月 日 担当者	受付 No.
本部受付	年 月 日 担当者	不可の場合の理由
委員会審査受付	年 月 日	
給付額・給付日	年 月 日 金額	

エコロ制度 事由報告 兼 ケア金申請書

D (破損・動物被害)

申請事由が発生したらなるべく早く下記に記入して、発生後60日以内に本部まで提出してください。

記入日	年 月 日	連絡先	
組合員コード		班コード	
申請する人の 名前		班長名	

申請用紙はこのページをコピーする他、ホームページからダウンロード、本部に請求もできます。

- 下記の事由によりエコロ制度ケア金を請求します。(個配の方は該当部分に記入をお願いします。)
- 事由が発生したのはいつですか？(個配の方は該当部分に記入をお願いします。)

発生年月日	年 月 日	場所	荷受け場所	自宅玄関
班内の確認	全員に確認済み ですか？	チェック欄	破損の場合	荷受け場所から帰宅する前に 寄り道はしていませんか？
				チェック欄

- 破損・被害の内容について記入ください。写真も添付 (gunma@s-club.coop まで) お願いします。

- 動物被害での申請の方は、今後の被害防止対策の状況について教えてください。

<事務局使用欄>

配達担当者受付	年 月 日 担当者	受付 No.
本部受付	年 月 日 担当者	不可の場合の理由
委員会審査受付	年 月 日	
給付額・給付日	年 月 日 金額	

エッコロひろば エッコロサークル 登録申込書

サークル代表者について

記入日	年 月 日	連絡先	
組合員コード		班コード	
サークルの代表名 前		活動期間 どちらか選んで ○をしてください	1年間 <補助額 5000円> 半年間 (年 月まで) <補助額 2000円>

サークルメンバーについて(代表者以外の名前を書いてください)

	名前	組合員コード	連絡先	エッコロ加入
1				済 未
2				済 未
3				済 未
4				済 未
5				済 未

※ エッコロ制度に加入していないメンバーがいたら、同時に加入申込書を提出してください。

サークル活動の名前と、活動の内容を教えてください。

サークル名 () 活動内容 例) 気の合う仲間同士で手仕事をする、音楽を楽しむ など

本部受付日 / (担当者名) エッコロ委員会承認日 /
 登録ナンバー No. 活動費給付日 /

エッコロひろば エッコロサークル 活動報告書

活動期間が終わったら、活動時の写真を添付して提出をお願いします。

(1度も活動がなかった場合や、報告書の提出がない場合は、補助費を返還してもらいます。)

記入日	年 月 日	連絡先	
組合員コード		サークル登録No.	
サークルの代表 名前		活動期間	1年 半年

サークルメンバー(代表者以外で、期間の途中で増減者があれば書いてください)

	名前	組合員コード	連絡先	記入の理由
1				増 減
2				増 減
3				増 減
4				増 減
5				増 減

サークル名 (登録 No.)

活動日 【提出写真の利用(広報に使うなど)について 可 不可】

日時	場所・簡単な内容など

(欄が不足したなら別紙で添付をお願いします。写真送付先 gunma@s-club.coop、タイトルはサークル名で)

本部受付日 / (担当者名) エッコロ委員会確認日 /

講座を企画した場合、エコロ委員会で内容などをあらかじめ審査しますので、1ヶ月以上前までに下記に記入して、本部まで提出してください。毎月月の末日を締め切りとし、審査は毎月1回行います。申請用紙はこのページをコピーする他、ホームページからのダウンロード、本部に請求もできます。

エコロ講座 開講主催者

記入日	年 月 日	連絡先	
組合員コード		班コード	
講座主催者 または主催サークルの名前		開催場所と 日時	

講師について (講師料補助額 交通費込 3000円)

講師の名前	(組合員の場合)組合員コード	連絡先

講座の内容、タイトル

講座内容はなるべく詳しく記入してください。

参加予定者

	名前	組合員コード	連絡先	エコロ加入
1				済 未
2				済 未
3				済 未
4				済 未
5				済 未
6				済 未
7				済 未
8				済 未
9				済 未
10				済 未

<事務局使用欄>

配達担当者受付	年 月 日 担当者	受付 No.
本部受付	年 月 日 担当者	不可の場合の理由
委員会審査受付	年 月 日	
給付額・給付日	年 月 日 金額	

講座が終了した場合、60日以内に下記に記入し、写真をつけて本部まで提出してください。
 申請用紙はこのページをコピーする他、ホームページからのダウンロード、本部に請求もできます。

エコロ講座 開講主催者

(写真送付先 gunma@s-club.coop、タイトルは講座名で)

記入日	年 月 日	連絡先	
組合員コード		班コード	
講座主催者 または主催サークルの名前		開催場所と 日時 参加人数	場所 開催日時 月 日 ~ 参加 名

講座の内容、タイトル 【提出写真の利用(広報に使うなど)について 可 不可】

講座内容はなるべく詳しく記入してください。

参加者 (組合員以外の参加者には後日、当生協の案内等のために連絡する場合があります。)

	名前	組合員の場合組合員コード	連絡先	エコロ加入
1				済 未
2				済 未
3				済 未
4				済 未
5				済 未
6				済 未
7				済 未
8				済 未
9				済 未
10				済 未
11				済 未
12				済 未
13				済 未
14				済 未
15				済 未

<事務局使用欄>

本部受付日 / (担当者名) エコロ委員会確認日 /

エコロ制度規約

第一章 総 則

(目 的)

第1条 エッコロ制度(以下エコロという)は、生活クラブ生活協同組合(以下生協という)の組合員が、地域における相互扶助の機能を高めるために、たすけあいのしくみを作り、第2条に掲げる活動内容を行うことを目的とします。

(保障内容)

第2条 生協は加入者から掛金を受け取り、共済期間中に発生した以下の事由に対して保障を行うものとします。

1. 共同購入保障

- (1) 共同購入品受取時の破損・盗難保障
- (2) 共同購入品受取に困難が生じた際の消費材保管対応
- (3) 共同購入品受取に困難が生じた際の消費材受取代行
- (4) 共同購入に困難が生じた際のケア保障(高齢・障害を持つ人のOCR記入代行等)

2. 組合員活動保障

- (1) 集団託児ケア(学習会などのイベント時の託児対応)
- (2) 個人託児ケア(からまち活動参加時の自宅での託児対応)
- (3) エッコロ制度に加入している組合員が、3人以上で集まり(エコロサークル)登録をして、1年間または半年間、テーマを持って活動する場合の活動費(定額)
- (4) 組合員個人、またはエコロサークルが主体となり、単発で行う、生活に寄与する講座(エコロ講座)開講活動の講師代(定額)

3. 生活保障

- (1) 組合員を支えるサポート(電球の取り換えや掃除などの家事手伝い等)

(エコロ委員会の設置)

第3条 共済制度の自律的かつ円滑な運営を図るために「エコロ委員会」を設置します。

(エコロ委員会の議決事項)

第4条 「エコロ委員会」は、生協の総代会・理事会の決定に基づき次の事項を議決します。

- (1) エッコロ制度事由発生処理に関する事項
- (2) エッコロ制度内容の検討に関する事項
- (3) エッコロ制度事業案の策定に関する事項
- (4) その他エコロ制度運営上必要とされる事項

第二章 契約

(加入者の範囲)

第5条 加入者とは加入者本人とし、加入者になることができるものは生協の組合員とします。

(加入手続き)

第6条 生協に新規加入した組合員は、生協加入と同時にエコロ制度にも加入できるものとします(セット加入制度)。セット加入制度以前に生協に加入したエコロ制度未加入者は所定の用紙で加入申請します。

(掛金および払込方法)

第7条 掛金は月額 100 円とし、毎月、生協の指定する日に生協に払い込むものとします。会費の払込方法は、別に定める細則によります。

(効力の開始)

第8条 効力の開始は加入申込みが受理された日より、とします。

(制度金の受取人)

第9条 給付金の受取人は加入者本人及びケア者とします。

(制度期間)

第10条 1.契約期間は 4 月 1 日より翌年の 3 月 31 日までとし、契約期間の中途での解約はできないものとします。
2.解約方法は別に定める細則によります。

(契約の変更)

第11条 加入者は契約の成立後、次の変更が生じた時は、遅滞なく生協に届け出るものとします。

- (1) 加入者の氏名変更
- (2) 加入者の住所・電話番号の変更

(契約の消滅)

第12条 加入者が生協を脱退した時点で本契約は消滅します。

第三章 給付金の申請と給付

(事由発生 の 報告)

第13条 加入者またはその家族は事由が発生したときは、速やかに事由発生状況を生協に報告し、所定の手続きをとるものとします。

(給付金の支払請求)

第14条 加入者は共済事由が発生した時、その発生日から 60 日以内に支払請求書と申請に必要な添付書類を提出し、給付金の支払いを請求するものとします。

(給付金の支払い)

第15条 給付金は事由内容を規約及び細則に沿ってエッコロ委員会が審査し、原則として共同購入代金の引き落としと相殺の形をとるものとします。

(時効)

第16条 給付金の受取人が給付金の請求手続を事由発生から1年間怠った時、生協は給付金の支払い義務を免れるものとします。

(調整)

第17条 給付金の支払いに関し、生協と受取人の間に疑義が生じた時は、「エッコロ委員会」において調整するものとします。

第四章 エッコロ制度の実施方法

(業務委託)

第18条 生協はエッコロ制度活動を行うため、他団体(ワーカーズコレクティブ等)に活動業務を委託することができるものとします。

(細則)

第19条 生協はこの規約に定めるもののほか、エッコロ制度活動のための手続き、その他の業務の執行に必要な事項は、別に定める細則に基づいて活動するものとします。

(附則)

第20条 1. この規約は 2021年 9月 1日から施行するものとします。
2. 2023年 9月 1日 規約を一部改定します。

エッコロ制度細則

(総則)

第1条 エッコロ制度規約(以下「規約」という)第19条に基づき、エッコロ制度の執行に必要な事項は、この定めによるものとします。

(ケア及びケア者の定義)

第2条 「ケア」とは、日常生活を円滑にするために支援することをいい、「ケア者」とは、それを行う者をいいます。医療資格を必要とする看護や介護、その他特別な資格を必要とするものは含めないものとします。

(組合員活動の定義)

第3条 規約に規定する「組合員活動」とは、組合員拡大活動、各種資料およびチラシ配布、組合員の各種委員会・集会、イベント、共同購入品の授受などとし、組合員に同行している家族、及び、留守番をしている未就学児を含みます。

(集団託児の定義)

第4条 規約に規定する「集団託児」とは、組合員活動の各種委員会・集会の主催者が出席予定組合員に事前に託児の有無を確認して、ケア者を集め同一施設内で託児ケアを行うものをさします。尚、この場合に限り、ゲストと呼ばれる未加入者の子供も一緒に託児することを認めます。ただし有料となります。

(託児者が見る子どもの人数についての基準)

第5条 集団託児の際には、1歳以下の場合子供1人につき託児者1人、2歳の場合子供2人につき1人、それ以上の場合3人につき1人程度を目安として託児者の人数を選定します。なお兄弟などが一緒に参加する場合においてはこの限りではなく柔軟に対応します。また首が座っていない乳幼児の託児は行いません。

(家族の定義)

第6条 規約に規定する「家族」とは、同居する親・子・配偶者・祖父母・孫、および別居の親・子・配偶者とします。

(契約期間をまたがる事由の取扱い)

第7条 事由が契約期間をまたがって継続した場合、その事由は前年契約期間に通算するものとします。

(掛金の払込方法)

第8条 規約第7条の掛金の払込方法は、毎月度の共同購入代金の支払いと同一の方法で払い込むものとします。

(解約方法)

第9条 規約第10条の2で規定する解約方法は、所定の解約届を提出するものとします。(毎年2月中のみ受け付けます。)解約を申し出ない場合は、制度契約はさらに1年間継続するものとします。

(申請方法)

第10条 規約第2条に規定する各「事由」に関する保障内容及び第14条に規定する「支払請求」またエコロひろば活動に必要な提出書類はエコロガイドブックに記載します。

(エコロひろば活動の定義)

第11条 エッコロひろばとは、エコロ制度に加入している組合員が3人以上で、1年間、または半年間の間活動することを登録し(エコロサークル)活動する仕組みのことを言います。

第12条 エッコロ制度加入者が主催し、または活動登録したエコロサークルの活動の一環として開講する、生活に寄与するような講座を、特にエコロ講座と言います。

(附則)

- 第13条
1. この細則は 2021年 9月 1日から施行するものとします。
 2. この細則の改廃は生協の理事会において行うものとします。
 3. 2023年 9月 1日 細則を一部改定します。